

防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校病院検査部運営連絡委員会規則を次のように定める。

平成9年3月28日

防衛医科大学校病院長 千ヶ崎 裕 夫

防衛医科大学校病院検査部運営連絡委員会規則

改正 平成16年 6月14日規則第11号

平成18年 3月31日規則第 3号

平成23年12月27日規則第 7号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院検査部（以下「検査部」という。）の適正かつ円滑な運営を図るための検査部運営連絡委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員9名をもって構成する。

2 委員長は、検査部長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 臨床検査医学教授及び病態病理学教授

(2) 病院の部長及び部門長のうちから病院長の指名する者5名

(3) 検査部副部長

(4) 検査部技師長

4 前項第2号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の任在期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

6 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行うものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 検査部の運営に関すること。

(2) 検査部の予算に関すること。

(3) その他検査部に関すること。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

(1) 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

(2) 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(小委員会)

第5条 委員会に、病理検査室及び病理解剖室に関する運営上の細部事項を審議するため、小委員会を置く。

2 小委員会の委員長は、第2条第4項第1号の委員のうち委員長の指名する者をもって充てる。

3 小委員会の副委員長は、検査部副部長をもって充てる。

4 小委員会は、小委員会委員長の指名する者、若干名をもって構成する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、検査部において行う。

(任期規定)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月27日から施行する。